

ご出発前の重要事項説明書及び同意書

トヨタレンタカーを利用する際、必要となる書類																									
<p>運転免許証は、運転される方全員がご持参下さい。コピーを取らせていただきます。iiAA以上の車は必ずクレジットカードでのお支払いをお願いします。AA以下のお車で現金支払いの場合は、クレジットカードの有効性、もしくは免許証以外の身分証明書※1をご持参願います。 ※1：運転免許証以外の身分証明書とは現住所と本人確認ができる下記書類のご提示をお願いします。●公共料金(電気・ガス・水道・NTT固定電話・NHK領収書※2●納税証明書※2●住民票※2●印鑑証明2※●健康保険証●年金手帳●住民基本台帳カード(氏名・生年月日・住所記載があるもの)●パスポート●外国人登録証●社員証・学生証(顔写真付のもの)※2：発行2ヵ月以内のものに限ります。</p>																									
保険補償のご案内																									
<p>万一事故の場合でも、下記の限度額の範囲で補償金が給付されます。</p> <table border="1"> <tr> <td>対人</td> <td>1名につき無制限(自賠責保険含む)</td> </tr> <tr> <td>対物</td> <td>1事故につき無制限(免責5万円)</td> </tr> <tr> <td>車両</td> <td>1事故につき時価額まで(免責5万円ただしバス・大型貨物車10万円)</td> </tr> <tr> <td>人身傷害</td> <td>1名につき 3000万円※1(部位別症状定額払い)</td> </tr> </table> <p>※1搭乗者の自動車事故によるケガ(死亡・後遺障害を含みます)につき、運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償いたします。(限度額1000万円；損害額認定は保険約款に基づき保険会社が実施) ※保険の免責金額および給付される保険金を超える損害率はお客様のご負担となります。 ※保険契約の免責事項に該当する事故の場合、保険金は給付されません。また警察の事故証明のない場合保険金が給付されない場合もございます。</p>		対人	1名につき無制限(自賠責保険含む)	対物	1事故につき無制限(免責5万円)	車両	1事故につき時価額まで(免責5万円ただしバス・大型貨物車10万円)	人身傷害	1名につき 3000万円※1(部位別症状定額払い)																
対人	1名につき無制限(自賠責保険含む)																								
対物	1事故につき無制限(免責5万円)																								
車両	1事故につき時価額まで(免責5万円ただしバス・大型貨物車10万円)																								
人身傷害	1名につき 3000万円※1(部位別症状定額払い)																								
免許の種類とご利用いただけるクラス																									
<p>運転する方の全員の免許証 運転される方全員の運転免許証をご提示下さい。運転免許証は、ご利用のレンタカーを運転できる日本国内で有効なものが必要です。免許の種類により、ご利用いただけるクラスは次の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">クラス区分</th> <th colspan="3">免許種類</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>普通免許</th> <th>8t限定中型免許(※)</th> <th>中型免許</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">普通クラス</td> <td>乗用車、ワゴン車</td> <td rowspan="3">ご利用いただけます</td> <td rowspan="3">ご利用いただけます</td> <td rowspan="3">ご利用いただけます</td> </tr> <tr> <td>バン</td> </tr> <tr> <td>8t以下のトラック</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中型クラス</td> <td>8t以上のトラック</td> <td rowspan="3">ご利用いただけません</td> <td rowspan="3">ご利用いただけません</td> <td rowspan="3">ご利用いただけません</td> </tr> <tr> <td>特装車(パワーゲート付、冷凍車等)</td> </tr> <tr> <td>マイクロバス</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2007年6月1日までに取得された『普通免許』を含む</p>		クラス区分		免許種類					普通免許	8t限定中型免許(※)	中型免許	普通クラス	乗用車、ワゴン車	ご利用いただけます	ご利用いただけます	ご利用いただけます	バン	8t以下のトラック	中型クラス	8t以上のトラック	ご利用いただけません	ご利用いただけません	ご利用いただけません	特装車(パワーゲート付、冷凍車等)	マイクロバス
クラス区分		免許種類																							
		普通免許	8t限定中型免許(※)	中型免許																					
普通クラス	乗用車、ワゴン車	ご利用いただけます	ご利用いただけます	ご利用いただけます																					
	バン																								
	8t以下のトラック																								
中型クラス	8t以上のトラック	ご利用いただけません	ご利用いただけません	ご利用いただけません																					
	特装車(パワーゲート付、冷凍車等)																								
	マイクロバス																								
免責補償制度のご案内 車両・対物事故免責額補償制度(GDW)※保険ではありません。																									
<p>万一事故の際に、お客様のご負担となる対物免責額と車両免責額を補償する制度です。ただし、同一貸し渡しにおいて複数事故が発生した場合、初回事故のみ適用となります。貸渡し時にお申し込み下さい。(貸渡し手続き後の加入、解約はできません) ※運転される方全員を、貸渡し時にお申し出ください。 ※借受人および貸渡し時にお申し出いただいた運転者が次の事項に該当する場合は加入をお断りすることがあります。 ◇免許取得後1年未満の場合 ◇21歳未満の場合 ◇過去に事故があり当社が不適当と認めた場合</p>																									
お客様のご負担について①保険・補償制度や車両・対物事故免責補償制度(GDW)の適用除外について																									
<p>お客様は貸渡約款を遵守してレンタカーをご利用ください。次のような運転または状態が発生した事故による損害はお客様のご負担となります。この場合、基本料金に含まれる前述の保険・補償制度、および車両・対物事故免責補償制度(GDW)の適用をお断りいたします。当社がお客様が負担すべき損害金を支払った場合お客様は直ちに当社にお支払いください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事故現場より警察および当社への連絡など所定の手続きが取られていない場合 損傷の大小、相手の有無、加害・被害にかかわらず警察および当社にご連絡ください。 ■ 貸渡約款に違反している場合 道路交通法などの法令違反、飲酒、薬物使用、無断延長、借受人および貸渡し時にお申し出いただいた運転者以外の運転、又貸し、無免許運転、当社の承諾なく示談することなど。 ■ 保険約款の免責事由に該当する場合または支払いを除外されている場合 故意によって生じた損害、飲酒、薬物使用、パンクやタイヤの損傷、ホイールキャップの紛失など。 ■ 使用・管理上の落ち度があった場合 キーをつけたまま駐車し盗難にあった場合、迷惑駐車などに起因した損害、室内装備品の損失、チェーン・キャリアの取扱いおよび装着不備による損害、海岸や河川敷などの走行による損害など。 																									
お客様のご負担について②ノン・オペレーション・チャージ(NOC)について																									
<p>万一当社の責任によらない事故・盗難・故障・汚損等が発生し、車両の修理・清掃等が必要となった場合、その期間中の営業補償の一部として下記金額をその損傷等の程度や修理等の所要時間にかかわらず申しあげます。</p> <table border="1"> <tr> <td>※車両・対物事故免責補償制度(GDW)に加入の場合でもご負担いただけます。</td> <td>予定の営業所に車両が返却された場合(自走可能)</td> <td>20000円</td> </tr> <tr> <td>※NOCには消費税(地方消費税含む)はかかりません。</td> <td>その他(上記以外の場合)</td> <td>50000円</td> </tr> </table>		※車両・対物事故免責補償制度(GDW)に加入の場合でもご負担いただけます。	予定の営業所に車両が返却された場合(自走可能)	20000円	※NOCには消費税(地方消費税含む)はかかりません。	その他(上記以外の場合)	50000円																		
※車両・対物事故免責補償制度(GDW)に加入の場合でもご負担いただけます。	予定の営業所に車両が返却された場合(自走可能)	20000円																							
※NOCには消費税(地方消費税含む)はかかりません。	その他(上記以外の場合)	50000円																							
レンタカーの返却について																									
<p>超過料金・・・ご予約を変更される場合や、返却時間に間に合わない場合は事前にご出発の営業所に連絡を入れてください。なおその場合は、料金表に定める超過料金を返却時にお支払いいただけます。 中途解約手数料・・・中途解約される場合は、返却前にご出発の営業所にご連絡いただき承認を得てください。その場合、未利用期間の基本料金は返金いたしますが、別途中途解約手数料を申し受けます。なお、当初のご利用時間が10時間以内の場合は、差額は返金いたしかねますのであらかじめご了承ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>中途解約手数料</td> <td>[貸渡契約期間に対応する基本料金－貸渡しから返却までの期間に対応する基本料金]×50%(ただし、6000円を限度とします)</td> </tr> </table> <p>※マイクロバスの限度額については別途規定によります。中途解約手数料には消費税(地方消費税含む)はかかりません。</p>		中途解約手数料	[貸渡契約期間に対応する基本料金－貸渡しから返却までの期間に対応する基本料金]×50%(ただし、6000円を限度とします)																						
中途解約手数料	[貸渡契約期間に対応する基本料金－貸渡しから返却までの期間に対応する基本料金]×50%(ただし、6000円を限度とします)																								
燃料について																									
<p>満タンでお貸しいたしますので、自動車メーカーの指定する燃料で満タンにして返却してください。ご都合により満タンで返却できない場合には、別に定める走行キロ換算料金により精算させていただきますが、燃料ゲージの残量による精算をさせていただきます。この場合、実際の給油金額より割高となりますので、あらかじめご了承ください</p>																									
借受人遵守事項																									
<p>(ア)「貸渡証」は運行中必ず携帯し、警察官又は地方運輸局若しくは運輸支局の職員の請求があったときは、呈示しなければならない」 (イ)「自動車の借受けに付随して、貸渡人から運転者の労務供給(運転者の紹介及び斡旋を含む。)をうけることができない。」 (ウ)貸渡自動車に係る事故及び故障等が発生した場合の処置(処置方法、連絡先等) もしも事故が発生したら・・・キズやへこみの大小、相手の有無にかかわらず事故扱いとなりますので、必ず以下の対応をお願い致します。 当事者間では絶対に示談しないでください。貸渡約款記載により、補償できなくなります。</p>																									

万が一、故障が発生した場合は？

0120-024024

または・・・0800-800-1374

トヨタレンタカーまでご連絡ください！

※一部の車種はロードサービス対象外となりますので、ご注意ください。

もしも事故が発生した場合は・・・

キズやへこみの大小、相手の有無にかかわらず事故扱いと

1 まず負傷者の救護(119番へ)
 まずは負傷者の救護をして下さい。その後、速やかにレンタカーを交通の邪魔にならない場所へ移動してください。

2 そして警察への通報(110番へ)

警察への届出義務は、加害者、被害者双方にあります。後日事故証明書が必要となりますので必要な手続きをお願い致します。

レンタカー契約書(貸渡証)ご用意の上、トヨタレンタカーまで直ちに、ご連絡ください。

0800-800-1374

(営業時間・・・8:00～18:00まで)

3 事故の確認。その後、下記の作成をお願い致します。

ご注意

※借受人(運転者を含む)には法律上の損害賠償責任が発生します。
 ※必要な手続きが取られていない場合、保険・保障の適用がされない場合があります。

事故状況・記録メモ(できるだけ詳しくご記入ください)	
自動車登録番号	
運転者 氏名	
事故日時	
事故現場(住所など)	
届出警察	
担当係官	電話
損害箇所	
相手方	
運転者氏名	自宅電話
住所〒	携帯電話
勤務先名	勤務先
ナンバー	車種/色
保険会社	電話
所有者名	電話
病院名	電話
負傷者	男/女 歳(入院/通院)(同乗者/相手方)
	男/女 歳(入院/通院)(同乗者/相手方)
修理工場名	電話
事故内容メモ	
住所〒	
借受人氏名	電話
<p>ご注意 保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡約款に違反した事故につきましては、原則全額お客様のご負担となります。 当事者間では絶対に示談しないでください。</p>	

違法駐車をしないように注意して下さい！

もしも放置駐車違反の確認標章が取りつけられたら・・・

直ちに、その地域を管轄する警察署に出頭し、所定の手続きを完了して下さい。

直ちに、反則金の納付を完了して下さい。
 確認の為に返却時に、交通反則告知書と領収印のある納付書・領収書・領収証書等を営業所員にご提示ください。

ご返却時に、交通反則告知書と領収印のある納付書・領収書等のご提示を頂けない場合は(反則金の納付が確認できない場合は)、次の金額をお預かりいたします。

普通クラス・・・25,000円 中型クラス・・・30,000円

※この場合、レンタカー返却後に反則金を納付し交通反則告知書と領収印のある納付書・領収証書を営業所にご提示いただく事により、お預かりいたしました金額をご返金いたします。

シートベルトは必ずお締め下さい。

後部座席のシートベルトも必ず着用して下さい！

平成20年6月1日より道路交通法が改正され、後部もシートベルトの着用が義務化されました。運転席、助手席はもちろんのこと、後部にご乗車のお客様もシートベルトを正しく着用していただきますようお願い申し上げます。

妊婦の方もシートベルト着用が義務化されます！

チャイルドシートは保護者の義務です。

道路交通法により、6歳未満の幼児を乗車させる場合には、幼児用補助装置(チャイルドシート)の使用が運転者に義務づけられています。
 (オプション料金:税込20円/1h、10日間までは税込み1,050円)
 ※チャイルドシートは、お客様の責任において装着していただくこととしており、係員がお手伝いさせていただいた場合でも、安全のご確認はお客様にお願いしております。
 ※当社では、チャイルドシートの装着不具合により生じた事故については責任を負いかねます。
 ※チャイルドシートが、お客様の取り扱いまたは管理上の不注意により破損・紛失した場合は、その費用のご負担をお願いすることがあります。

ペット同乗について

ペット同乗の制限、条件及びルールをご案内いたしますのでご同意いただける場合にのみペットを同乗いただけます同意書にご同意頂けない場合は、貸渡しをお断りすることがあります。

わかばマーク・紅葉マークについて

わかばマークや紅葉マークの掲示が必要な方は、対象マークを掲示して運転してください。

カーナビご使用時の注意点について

カーナビは目的地までの案内をサポートするものであり、使用に当たり走行状態や走行場所などの原因により、情報に誤差が発生したり、誤表示する場合があります。また、使用につきましては下記のとおり注意してご利用ください。
 ※カーナビによる自動ルート「音声ガイド」は、実際の交通規則に反したり走行不可能なルートを設定し示すことがあります。
 ※トンネルの中、屋内駐車場、高層ビル街、高架下の道路高い樹木に囲まれた場所、天候など地理的状況等によりGPS衛星電波を受信しにくい場所、受信できない場所があります。
 以上の注意事項をご確認とご理解の上、実際の交通規制や道路標識を最優先に従って運転して下さい。(カーナビ使用後は履歴を消去してご返却下さい。)
地図データの誤りや誤ったルート案内などにより発生した金銭的損害・遺失利益などに関しまして一切の責任を負いかねます。

※上記の他貸渡約款に同意いたします。

ご署名

戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第14条第1項においても同じとします。)に届け出て実施によるものとします。

3第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

第12条(借受条件の変更) 借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条(点検整備及び確認) 当社は、道路運送車両法第48条〔定期点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

2当社は、道路運送車両法第47条の2〔日常点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

3借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

4当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第14条(貸渡証の交付、携帯等) 当社は、レンタカーを引き渡したとき、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

2借受人又は運転者は、レンタカーの使用の前、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

3借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

4借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとしま

第4章 使用
第15条(管理責任) 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第16条(日常点検整) 借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条(禁止行為) 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることな<レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
(2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
(3) レンタカーを軽賃し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

(4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
(5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
(6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
(7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。

(8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
(9) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。
第18条(違法駐車の場合の措置等) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うツッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

2当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察署により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察署から引き取る場合があります。
3当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通違反告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出席し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下「自認書」といいます。)に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

4当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものと、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
5当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます。)を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

(1) 放置違反金相当額
(2) 当社が別に定める駐車違反違約金
(3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
6当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を社団法人全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全レ協システム」といいます。)に登録する等の措置をとるものとします。

7第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場所において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金(次項において「駐車違反金」といいます。)を申し受けることができるものとします。
第8項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額的全額を受領したときは、当社は第6項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。
9借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後該当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の交付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。

10第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

第5章 返還
第19条(返還責任) 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

3借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
第20条(返還時の確認等) 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態を返還するものとします。

5第5章 返還
第19条(返還責任) 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

3借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第20条(返還時の確認等) 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態を返還するものとします。

2借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同

乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

第21条(借受期間変更時の貸渡料金) 借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第22条(返還場所等) 借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

2借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく指定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×200％
第23条(不返還となった場合の措置) 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被害報告をするるとともに、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとします。

2当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

3第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第24条(故障発見時の措置) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第25条(事故発生時の措置) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社に指示に従うこと。
(2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

(3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類などを遅滞なく提出すること。

(4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

2借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとします。

3当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第26条(盗難発生時の措置) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
(2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
(3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を選滞なく提出すること。

第27条(使用不能による貸渡契約の終了) 使用中において故障、事故、盗難その他の自由(以下「故障等」といいます。)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものと

2借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこのかぎりでないものとします。

3故障等が貸渡し前に存在した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社が代替レンタカーの提供を受けられることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。

4借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

5故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべき事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

6借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第28条(賠償及び営業補償) 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
2前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金券に定めるところによるものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

第29条(保険及び保障) 借受人又は運転者が第28条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は保証金が支払われます。
(1)対人補償
1名につき 無制限(自動車損害賠償責任保険による金額を含みません。)
(2)対物補償
1事故につき 無制限(免責金額5万円)
(3)車両補償
1事故につき 時価額(免責金額5万円、ただし、乗用車以外は10万円)

(4)搭乗者補償
1名につき 1,000万円

3保証金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

4当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

5第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社に定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含まず。

第8章 貸渡契約の解除

第30条(貸渡契約の解除) 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第31条(同意解約) 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料＝{(貸渡契約期間に対応する基本料金)}×50％

第9章 個人情報

第32条(個人情報の利用目的) 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

(1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。

(2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。

(3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。

(4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、

借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。

(5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第33条(個人情報の登録及び利用の同意) 借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合

(2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額を支払いがない場合

(3) 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

第10章 雑則

第34条(相殺) 当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務についても相殺することができるものとします。

第35条(消費税) 借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含む)を当社に対して支払うものとします。

第36条(運延損害金) 借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し生ずる14.6％の割合による運延損害金を支払うものとします。

第37条(細則) 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

2当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金券等これに記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第38条(合意管轄裁判所) この約款に基づく権利及び義務については紛争が生じたときは、訴願のいかにんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則

本約款は、平成18年4月1日から施行します。

附則

本約款(一部改正)は、平成19年12月1日から施行します。

